

(資 格 の 公 示)

北海道告示第10883号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和6年5月21日

北海道知事 鈴木 直道

1 資格及び調達をする役務等の種類

令和6年度において道が締結しようとする（1）に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、（2）に定めるものとし、当該契約により調達をする役務等の種類は、（3）に定めるものとする。

（1）契約

令和6年5月21日に一般競争入札の公告を行う令和6年度気候変動影響の将来予測に関する委託業務契約

（2）資格

令和6年度気候変動影響の将来予測に関する委託業務契約に係る一般競争入札参加資格（以下「資格」という。）

（3）役務等の種類

気候変動影響の将来予測に関する委託業務

（4）補足事項（本業務に係るこれまでの経過）

令和4～5年度にかけて、環境省からの委託により実施した「国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務」について、各年度次のとおり実施してきた。

令和6年度（最終年度）についても、環境省からの委託による「国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務」に基づく業務であり、下記のとおり過去2カ年度の結果を踏まえた業務となる。

【令和4年度】

事業者や道民（約4,400人）からアンケート調査を実施し、日々の活動の中で感じる変化として暑熱に関する意見が多く挙げられるなど、暑熱影響についての関心の高さがうかがえる結果となった。

【令和5年度】

令和4年度の結果を踏まえ、熱中症リスク・熱中症救急搬送者数の将来予測に有用な暑熱に関する情報収集及び将来予測計算を適切に実施するための将来予測手順書を作成した。

なお、業務の詳細は、入札の公告で示す委託業務処理要領を確認すること。ただし、本業務の実施にあたっては、令和5年度の本委託業務で作成した熱中症救急搬送者数及び熱中症リスクの将来予測を適切に実施するための「将来予測手順書」及び追加調査事項等を記載した「令和5年度国民参加による気候変動情報収集・分析委託業務報告書」（該当箇所を抜粋）を参照する必要があることから予め示すので、入札参加に際し参考に願いたい。

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (5) 暴力団関係事業者等でないこと。
- (6) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (7) 次に掲げる社会保険等の届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
 - ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
 - イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- (8) 直近3カ年度において、国又は地方公共団体[※]と、気候変動影響に係る調査や予測に関する業務について、類似の契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

※「国」には、独立行政法人、国立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第5項に規定する国立大学法人等をいう。）及び特別法の規定により設立された事業団を含むものとする。また、「地方公共団体」には、地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び地方住宅供給公社を含むものとする。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和

32年法律第185号)又は商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会(以下「中小企業組合等」という。)が経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、2の(9)に掲げる契約の履行経験等の資格要件にあつては、当該組合の組合員(組合が指定する組合員)が契約を締結し履行した経験等を含めることができる。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期

資格審査の申請は、令和6年5月21日から令和6年5月30日まで(日曜日、土曜日を除く。)の毎日午前9時00分から午後5時00分までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法

資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課のホームページ(<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/zcs/result/>)においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法

資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業組合等(企業組合及び協業組合を除く。)である資格を有する者でその構成員(資格を有する者であるものに限る。)を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

8 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン戦略課
- (2) 所 在 地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5189 (直通)